

令和 6 年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第 3 回）議事録

■ 日 時 令和 6 年 6 月 2 5 日（火） 午後 1 時 3 0 分～午後 2 時 1 1 分

■ 場 所 対面及びオンラインの併用

■ 出席委員

柳会長、奥部会長、荒井委員、玄委員、高橋委員、堤委員、水本委員、渡部委員

■ 議事内容

環境影響評価書案に係る質疑及び審議

多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業【2 回目】

⇒ 選定した項目【騒音・振動】【土壌汚染】【日影】【電波障害】【景観】【史跡・文化財】【自然との触れ合い活動の場】及び【廃棄物】について、質疑及び審議を行った。

令和 6 年度
「東京都環境影響評価審議会」
第一部会（第 3 回）
速 記 録

令和 6 年 6 月 2 5 日（火）
対面及びオンライン併用

(午後 1時30分 開会)

○藤間アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので、東京都環境影響評価審議会第一部会を始めさせていただきます。

本日は御出席いただき、ありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。現在、委員12名のうち7名¹の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

これより、令和6年度第3回第一部会の開催をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申し出がございます。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

○奥部会長 分かりました。皆様こんにちは。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。なお、本会議の傍聴はWeb上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入室させてください。

(傍聴人入室)

○藤間アセスメント担当課長 傍聴人の方が入室されました。

○奥部会長 分かりました。

ただいまから、第一部会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」環境評価書案に係る質疑及び審議（2回目）となります。

それでは、次第1の「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

まず、事業者の方に御出席いただきます。事業者は入室をしてください。

(事業者入室)

○奥部会長 本事業の審議につきましては、3回審議予定の2回目となります。事業者の出席は今回までとなりますので、委員の皆様には、御担当いただいている評価項目について、専門的な見地から十分に議論を深めていただきたいと考えております。

本日の進め方ですが、最初に事務局から前回の審議内容を説明していただきます。説明のあと、事業者の回答内容の再確認を含め、事業者に対する質疑を行います。

¹ 途中1名が出席し8名となった。

質疑が終了しましたら事業者は退室します。その後、次回の総括審議に向けて、各委員より総括審議事項の候補となる事項を挙げていただきたいと考えております。

御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○藤間アセスメント担当課長 それでは、資料1を御覧ください。

資料1は、前回の部会における審議の内容を整理したものととなります。

委員からの指摘、質問事項などを、環境影響評価項目ごとに、【騒音・振動】、【日影】、【景観】、【史跡・文化財】、【その他】の順序で取りまとめており、合計12件となりました。

前回の指摘、質問事項などは、取扱い欄に、前回の日付として、5月14日（5/14）と記載しています。

要約して内容を御説明いたします。

【騒音・振動】の番号1として、建設機械の稼働について、単独稼働か同時稼働か分かりにくいとの御意見がございました。事業者からは、同時稼働はしないことの説明と、より分かりやすい表記にするとの回答がございました。

【騒音・振動】の番号2として、建設機械騒音予定式の指数表記について御意見がございました。事業者からは、修正するとの回答がございました。

【日影】の番号1として、日影規制を超える地域住民の方とのやり取りについて御質問がございました。事業者からは、評価書案説明会で基準を超える予測があることや、構造物高さなどに配慮した設計を行うことを説明しているとの回答がございました。

【日影】の番号2として、計画地北側の準住居地域の日影の問題について質問がございました。事業者からは、ビラの配付や工事説明会などの機会を利用して、丁寧な説明をしたいと考えているとの説明がございました。

【日影】の番号3として、天空写真の掲載について御意見がございました。事業者からは、天空写真を撮影しておらず、事後調査において確認していくとの回答がございました。

【景観】の番号1として、眺望地点の偏りについて御質問がございました。事業者からは、見晴らしのよい眺望点が集まったこと、南部は市街地が密集していることで、重なりが予測される眺望点が見受けられなかったことから、選定しなかったとの回答がございました。

【景観】の番号2として、駅舎の記載について質問がございました。事業者からは、駅

のデザインはこれからの検討であるが、イメージが固まれば図面などで示していくとの回答がございました。

【史跡・文化財】の番号1として、関係2市1町との事前協議について質問がございました。事業者からは、事前協議は行っており、周知の埋蔵文化財は存在せず、不時発見の可能性も想定しているとの回答がございました。

【その他（水質汚濁）】の番号1として、河川への汚水の流入対策について質問がございました。事業者からは、工業用排水は直接流さず、適正に処理する計画を策定し、十分配慮していくとの回答がございました。

【その他（生物・生態系）】の番号1として、本事業が生物・生態系への影響が少ないと考える理由について質問がございました。事業者からは、軌道は新青梅街道沿いをほとんど通過すること、河川を改変しないからとの回答がございました。

【その他（温室効果ガス）】の番号1について、駅舎やモノレール走行に伴うCO₂発生予測値を図書へ記載することについて御意見がございました。事業者からは、新駅での電力消費量の試算はできない状況であり、モノレール走行によるCO₂排出量の詳細は不明なため、どこまで記載できるか検討させていただきたいとの回答がございました。

【その他（温室効果ガス）】の番号2として、既存駅でのエネルギー消費量のデータ把握について質問がございました。事業者からは、駅単体での電力使用量は把握していないとの回答がございました。

資料1の説明は以上となります。

なお、【日影】3について、事業者より補足説明があるとのことでした。

事業者の方、よろしくお願いいたします。

○事業者 東京都建設局でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

令和6年度第1回部会審議、前回でございますが、そこにおきまして諮問案件に対する御指摘等のあった事項について、事業者側から補足説明をさせていただきます。

まず、評価書案164ページを御覧いただければと存じます。

日影に関することでございます。

本事業では、日影の予測手法につきまして、モノレール施設による時刻別日影図及び等時間日影図を作成する方法としてございます。

第一部会審議会におきまして、玄委員から配慮すべき施設が計画地近くに位置していれば、特定の場所に絞って天空写真を用いて評価するのもいいのではないかと考えている。

もし近くにあるようであれば、あとから追加することも検討していただきたいとの御指摘がございました。

このことにつきまして、補足の説明をいたします。

日影の予測方法は、調査計画書段階におきまして、事業区間による時刻別日影図及び等時間日影図を作成する方法を採用することとしてございます。

予測方法の選定に当たっては、本事業の予測では、7 km全区間の日影をシミュレーションすることを目的としたことから、開業区間や橋梁高架事業等の事例を参考にし、時刻別日影図及び等時間日影図による予測方法を採用してございます。

事後調査におきましても、調査方法については東京都環境影響評価事後調査基準により、評価書案に記載した同様の手法である時刻別日影図及び等時間日影図を作成する方法としております。

なお、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設は、規制時間を超える日影は生じないと予測されてございます。

地域の住民に対しましては、工事説明会等の機会を利用し、日影の影響について丁寧な説明をしたいと考えております。

さらに、規制時間を超える地域の住民に対しては、個別でより丁寧な説明を心がけていきたいと考えております。

以上で補足説明を終了いたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○奥部会長 御説明をどうもありがとうございました。

では、前回の質疑応答について、まず修正等がございましたらお願いしたいと思います。この資料1の内容についてですね。

発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

なお、事業内容や評価書案に関する質問については、このあとの事業者の方との質疑応答のときをお願いいたします。

修正等はありませんか。

どなたも手を挙げていらっしゃらないですね。では、大丈夫でしょうか。

(無し)

○奥部会長 では、資料1の追加修正はなしということにさせていただきます。

続いて、事業者の方との質疑応答を行うことといたします。

出席されている委員の方から御質問や御意見をお願いいたします。

発言される際には、最初にお名前をお願いします。

発言を希望される方は、挙手をしていただければと思います。

では、玄委員、どうぞ。

○玄委員 先ほど事業者から説明していただきましてありがとうございます。日影の評価方法について、もちろん評価書案で書いてあるとおりで結構だと思っています。

先ほど回答していただいた中から、確認させていただきたい点があります。

今、計画地近くの配慮施設における日影規制による日影時間が一応、基準を超えているところがないという理解でよろしいですか。

○奥部会長 では、その点を改めてお答えください。

○事業者 御質問ありがとうございます。建設局からお答えいたします。

評価書案の182ページに記載がございます。

日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設は5施設ほどございますが、いずれも1時間から2時間程度の日影が生じると予測がされておりまして、規制時間を超える日影は発生しないと予測してございます。

以上です。

○玄委員 分かりました。ありがとうございます。

なので、今の話の内容によると、こういうことがあるから、その地点における天空写真による調査はやらないという理解で大丈夫ですか。

○事業者 調査計画書に記載のとおり、日影に関する調査については、先ほど御説明差し上げましたように、時間別日影図及び等時間日影図を作成して評価する手法としたいと考えております。

○玄委員 今おっしゃっている方法で評価は結構だと思っていますが、ただ、天空写真と日影時間図と等時間日影図というのはちょっと違うものなのですね。今行っているところは、1年で影が一番長くなる冬至日における評価でありまして、天空写真による調査は、これは場所を絞ってなので、より配慮しておかないといけない施設を選定してやる評価になりますね。

両方は、どちらかという選択ではなく、全般的なことを把握した上で、公共施設など多くの人が訪ねていて、あとは幼稚園など子供の成長に関係があるところはより配慮すべきだということで、そういった地点において、更に天空写真を用いて評価を行うという趣旨

なのです。

ですので、一応、ここに書いてあるところは、配慮すべき施設において、規制を超える日影が生じないということですが、私の考えるところは、特に近傍の配慮すべき施設であれば天空写真を追加したほうがより良いのではないかと考えているところです。

特に、周辺に、今こちらのほうは基本低層の建物ではありますが、10mを超えている建物も一緒になるようであれば、もしかしてその施設においては全体的に、今回の計画でほかの建物による日影も生じる可能性があるのですが、そちらで全体的に、そこを利用している方には、全体的には何時間の日影時間が生じているのですが、何時間はこちらの計画で生じるもので、残りの何時間は別の建物による影響だというふうに、よりはっきりしたほうが、この事業を進める上でよりいいかなということですね。

そういうことで住民の方にもより理解を得やすいのではないかと考えています。

私は全体的に施設を全部確認しているわけではないですが、近くに配慮すべき施設もありますので、そういったところも含めて考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○奥部会長　お願いします。

○事業者　委託会社の株式会社ウエスコといいます。

先ほどの天空写真の件ですが、確かに天空写真を撮りますと、周辺の建物による日影の影響、並びに、冬至日だけではなくて、太陽の軌跡を描けば春秋分、夏至などの日影の影響なども把握できると思います。

ただ、今回の予測の地点、特に配慮すべき施設に関しましては、比較的道路、新青梅街道に近いところに建物が建ってしまして、新青梅街道がありますので、近くにほかの日影を及ぼすような施設、建物はあまりない状況です。ですので、今回の日影の影響というのは、ほぼモノレールによる日影の影響になっています。

なおかつ、今回の日影の影響は冬至日で日影が一番長い時間での予測評価をやっている中で、それぞれの特に配慮すべき施設に関しては、1から2時間ぐらいの日影の結果になっておりますので、ほかの時期、春秋分や夏至といった時期の日影の影響はさらに、ほぼ影響がないような状況になることが予想されますので、今回の条件によっては、天空写真を撮らずに、時刻別日影線、等時間日影線図でしっかりと御説明させていただければ問題ないのではないかと考えています。

以上です。

○玄委員 分かりました。

今のは配慮すべき施設に関することであって、もう1つは一般の住民の方に対することですが、そちらのほうも一応、評価の中から見ると、基準を超えている日影ができているところがあります。ですので、そちらのほうは本当にしっかりと対応していただきたいと思っています。よろしくお願いします。見ると、関わっている住民の方がちょっと多かったのですね。

○奥部会長 では、今の点。

○事業者 御質問ありがとうございます。東京都建設局からお答えいたします。

先生の御心配のことにつきましては、冒頭補足の説明で申し上げましたが、まずは工事説明会等でしっかり影響について御説明いたします。

また、さらに日影が生じるところについては、個別に、より丁寧に対応し、説明を尽くしてまいりたいと思っています。そして、場合によっては、国の基準に基づきましてその対策等々の段階に向けた協議を関係人の方とも進めていく予定でございます。よろしくお願いいたします。

○玄委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

○奥部会長 ありがとうございます。

では、高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 モノレールの騒音と建設工事の騒音に関して、この2点をお尋ねしたいと思います。

まず、モノレールの騒音ですが、モノレールの走行に伴う騒音を予測していただいている、評価書案の135ページになります。

評価の指標と比較して、それよりも小さいから大丈夫だということだと思うのですが、事業者としてはこの予測で大丈夫だとお考えでしょうか。その点確認させてください。お願いします。

○奥部会長 お答えをお願いいたします。

○事業者 建設局から回答いたします。

予測値につきまして、完了後の評価が低いという分では、この記載のとおりとなっております。

以上でございます。

○高橋委員 ありがとうございます。

それと、モノレールの走行騒音に関しては、やはり高架を走るということで、高さ方向の騒音がどうなるのかというところが気になる点です。

評価書案の資料編でその点を予測していただいています。

資料編の 76 ページになります。

ここに予測結果が載っているのですが、ここには予測結果だけが掲載されていて、評価の指標との比較がないのですが、これも先ほどの評価書案の結果と比べると、評価の指標よりも小さいから大丈夫とお考えなのか、それを確認させてください。お願いします。

○奥部会長 どうぞ。

○事業者 御質問ありがとうございます。建設局から回答いたします。

資料編 76 ページに記載しております高さ方向に関する調査、ここは、開業区間におきまして測ったモノレールの騒音の調査結果でございます。

一方、評価書案そのものの走行に伴う騒音は予測でございます。比較をしましても、やはり基準よりも下回るという部分で、あくまでも高さ方向は、参考という形で記載させていただいております。

以上です。

○高橋委員 ありがとうございます。

○事業者 すみません、委託会社のウエスコです。補足をさせてください。

○高橋委員 はい。

○事業者 資料編の 76 ページで、調査を当然高さ方向でやっているのですが、その 76 ページの表 2.1-26 では、その調査結果を踏まえた予測も実施しています。S-1、S-3 の代表的なところを予測してしまして、その予測結果でも基準を満足するという結果で資料編に書かせてもらっています。

以上です。

○高橋委員 分かりました。ありがとうございます。そうすると、高さ方向も問題ないということで、了解しました。

ただ、高さ方向に関して、表 2.1-26 を見ると、32m の高さでも例えば昼間で 52dB という値が出ていて、これぐらいの値になると、例えば、地表近くで道路を走る車の騒音がこの高さになるとかなり減衰するので、相対的にモノレールによる騒音のほうが高くなる可能性もなくはないかなと思います。そういう点だけ留意して、今後、必要に応じた対応をお願いしたいと思います。

もう1点、建設工事の騒音に関してお尋ねしたいと思います。

建設工事の騒音・振動に関して、評価書案のほうで評価していただいていて、評価書案の131ページから134ページ辺りです。

ここで評価の指標との比較もされているのですが、建設作業の騒音に関しては評価の指標よりも余裕を持って下回っている。

振動に関しては大方下回っているということです。これは恐らく大丈夫だと思います。

以前、総会のときだったと思いますが、質問させていただいたときに、工事に関しては夜間工事も考えられているということだったと思います。モノレールの軌道の橋桁といいますか、それを建てる時、それから、上北台の駅に接続する部分、そこではどうしても夜間工事が発生してしまうということだったと思います。

評価書案での騒音や振動の予測結果というのは、特に夜間工事と昼間の工事を区別して表示はされていないのですが、夜間工事のときにどれぐらいのレベルになるのかというのが、もしデータがあれば教えてください。お願いします。

○奥部会長　お答えをお願いします。

○事業者　委託業者のウエスコです。

夜間工事に限った騒音のレベルを出した予測結果というのはございません。建設機械の稼働に関しては昼も夜も同じ原単位で予測をしていますので、夜間に限ったものというのはございません。

以上です。

○高橋委員　分かりました。

そうすると、仮に夜間工事が出る騒音・振動が昼間と同じだとしますと、夜間というのは工事の騒音に関する評価基準がそもそもないのですが、昼間と同じ騒音が出たとしても、夜間というのはそれだけ住民としては静かな環境を当然期待しますから、かなり住民の基準のレベルといいますか、それが下がっているはずなので、苦情も相当に出やすいと思います。

ですので、夜間工事をするときには、それだけ昼間に比べて十分過ぎるぐらいの配慮が必要になると思うのですが、その点で何か必要な配慮としてどういうことをお考えになっているのか、もしあれば教えてください。

○奥部会長　では、お答えをお願いします。

○事業者 建設局からお答えいたします。

夜間工事について、新青梅街道については基本的に、工事期間中も現在の片側 2 車線、計 4 車線を確保する予定で協議を進めてまいります。

先ほど申されていた軌道桁の架設など、車線規制をしなければならない工事を実施する場合に限って、交通量の少ない夜間に、そういった架設の工事を行うことを計画しております。

なお、夜間の工事を行うときには、可能な限り作業が少なくなるように施工計画を検討して、近隣の住民の方及び関係機関に対して工事の実施期間、内容について事前に周知して、騒音・振動を最低限にとどめるなど、環境の保全に努めたいと考えてございます。

以上です。

○高橋委員 ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたように、やはり夜間工事というのは住民への影響が大きいので、工事の内容や期間などについて十分に近隣の住民に対して周知をしていただくようお願いしたいと思います。

それから、これは騒音・振動の問題ではないですが、既存の道路、しかも住民がよく使う道路ですから、その上で高架の工事をするということで、安全の面に対しても十分な配慮をお願いしたいと思います。

以上です。

○奥部会長 どうもありがとうございました。

ただいま御指摘のありました 2 点について、事業者の方、お答えをお願いします。

○事業者 高橋委員から御指摘のあった点、まず、高さ方向に関しての騒音ですが、しっかり事業を進める中で留意してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、夜間につきましても、十分低騒音、低振動の機械を使う等々もありますし、周辺住民の皆様へも配慮した施工方法を工夫してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○奥部会長 高橋委員、よろしいでしょうか。

○高橋委員 はい、大丈夫です。ありがとうございました。

○奥部会長 ありがとうございました。

では、荒井委員、どうぞ。

○荒井委員 評価書案の 269 ページに示されるとおり、本事業では建設工事に伴うアスフ

ァルト塊や建設発生土がそれなりの量が発生することが予想されています。

一方で、33ページの掘削土の運搬計画のところに書いてある内容を見ますと、場内の再利用に努めることとか、場外に搬出する場合にも許可を受けている業者に委託するという、そして、一時仮置きすることについてもきちんと管理するということが述べられているのですが。ちょっと気になったこと、よく自分が理解していないことなのかもしれませんが、今回の事業というのは、全長7kmにわたる、言わばライン上を整備していくような工事でありまして、一般的な工場や敷地のように、用地というのが1か所にあって事業を進めていくものとは進め方が違うのではないかと理解しております。

そうしますと、例えば建設発生土を保管しておく場所というのも、道路沿いの場所での工事で、なかなかそういう場所を近くに取りながら進めていくのは難しいのではないかと思いますのですが、実際にはどこか1つの場所に決めて、そういった管理をする場所、リサイクルするために一旦保管するような場所をそもそもどこに設けて、あるいは、それを移動させながら進めていくような方式なのか、この事業の何か特殊性のようなものがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○奥部会長 では、今の御質問にお答えください。

○事業者 御質問ありがとうございます。建設局から回答いたします。

まず、このモノレール、先生のおっしゃる線上の事業箇所という特殊性はございますが、例えば掘削工事というものにつきましては、車道を拡張するときには現在の歩道を掘ったり、また、モノレールそのものでいいますと、橋脚の基礎を掘削するということで、点状のものが並ぶような形になってございます。

その都度、その場所で掘削をして、東京都の発生土再利用センターとか、ほかの機関にそのままダンプトラックで運搬することは基本考えられますが、受入れ施設の条件、時間的な条件、また、期間の条件等々が整わない場合には、やはりどこか仮置き場を設けて、そこに一時集積して運搬するということも十分考えられることでございます。

そうしたもので、まだ実際に受入先等々はこれからの庁内の調整、協議になろうかと思っておりますので、それらも包含した表現の仕方とさせていただいてございます。

以上です。

○奥部会長 荒井委員、いかがでしょうか。

○荒井委員 承知しました。そういった場合に、ずさんにならないように、ぜひ管理をしながら、気をつけて取り組んでいただけたらありがたいです。

以上です。ありがとうございました。

○奥部会長　ありがとうございます。

今の荒井委員の御指摘に関連して、33ページの文章ですが、(7)の掘削土運搬計画の第3段落目、なお書きの文章ですが、埋戻しに使用する土砂は一時仮置きするわけですよ。その場合についてはいかがでしょうか。

○事業者　失礼いたしました。第3段落の埋戻しに関する土砂を一時仮置きする場合、これは掘ってそのまま戻すということもその日のうちにありますので、そこにつきましては、ここに書いてございますが、飛散防止シートを使いまして飛散防止、そしてまた、場外に出て行くことも防止する策を講じていくことと考えてございます。

○奥部会長　ありがとうございます。

荒井委員、よろしいでしょうか。

○荒井委員　結構です。ありがとうございます。

○奥部会長　ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。事業者の方に確認されたい点、ほかにございませんか。

(無し)

○奥部会長　それでは、ほかに御発言がないようですので、本日の審議は以上とさせていただきます。事業者の皆様、どうもありがとうございました。

それでは、事業者の方は退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○奥部会長　それでは、以上の議論を踏まえまして、次回の総括審議に向けた審議事項の候補を挙げていきたいと思えます。

委員の皆様から御提案がありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員　高橋です。

先ほど質問させていただきました建設作業騒音に関して、特に夜間工事があるということなので、これは取り上げていただくといいかなと考えています。お願いします。

○奥部会長　ありがとうございます。

騒音・振動については、夜間工事に係る本日のやり取りに関わる内容ですね。その部分ということで、今、御提案がありました。

ほかはいかがでしょうか。

○奥部会長 玄委員、お願いいたします。

○玄委員 日影についても一応、日影規制を超える地域が出ておりますので、総括審議に挙げたいと思っています。日影規制を超えている場合でも、対策はしっかりとするようにしてあるのですが、今回は、今、日影規制を超えている地域が存在するということで、気をつけてやっていただきたいと思います。

○奥部会長 ありがとうございます。

それでは、日影についても取り上げていくということで御提案がございました。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(無し)

ほかにございませぬようでしたら、今、お2方に挙げていただきました、騒音・振動、それから日影についてですね。騒音・振動は本日の質疑応答でありました、特に夜間工事に関わる内容。それから、日影については、資料1の特に1、2に関わる内容かと思いますが、こちらについて総括審議に向けて候補としてまとめていくことにしたいと思っています。

それでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、各審議案件につきましては、部会長と各項目の委員とまた個別に相談していく中で、最終的な案をまとめていくことにさせていただきたいと思いますので、最終案に向けては部会長に御一任いただくということにさせていただければと思います。御了承をお願いいたします。

それでは、ほかに何かございますでしょうか。

堤委員、どうぞ。

○堤委員 総括審議には入れなくても大丈夫ですが、事業者さんのほうにお伝えいただければと思っています。

今後のためにも、今回、駅とかモノレール走行で使うCO₂排出量というところを御質問させていただいたのですが、今後もそういったエネルギーマネジメントや温室効果ガス削減の観点を持って、事業計画を引き続き進めていただきたいという旨をお伝えいただければと思います。よろしくお願いします。

○奥部会長 どうもありがとうございます。

前回のこの部会の中でも御指摘のあった点ですね。

では、これは事務局から事業者の方にしっかりとお伝えいただくということでお願いいたします。

○藤間アセスメント担当課長 はい、承知いたしました。

○奥部会長 堤委員、どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(無し)

それでは、特にないようですので、これをもちまして第一部会を終了させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は、退出ボタンを押して、退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

(午後 2 時 1 1 分 閉会)